

三願転入についての考察

紅 樗 英 顕

一 序

三願転入については数多くの見解が発表されている。これは大体において『教行信証』『化土巻』三願転入の文、同「後序」の「然るに愚禿釈の鸞、建仁辛酉の曆、雜行を棄てて本願に帰す」の文、『恵信尼消息』三の寛喜の内省（五十九才）による四十二才の時の三部經千部読誦の問題、の関連を如何に見るかによってなされているものと言えるであろう。『恵信尼消息』が公表される（大正十二年）以前は「後序」の文と『伝絵』上・第二段の「たちどころに他力攝生の旨趣を受得し、あくまで凡夫直入の真心決定しましたしけり」とある文により、親鸞の十八願転入時を二十九才と考えることにはほぼ異論はなかったようである。『恵信尼消息』の公表に伴い、四十二才時の三部經千部読誦の問題から、二十九才説が検討されるようになり、四十二才以後説、『教行信証』製作始めの五十二才頃説、五十九才説等がなされている。昨今は『教

行信証』製作始めの頃と見る五十二才頃説が多いように見うけられる。^③

二 十八願転入の意味

以前から私は親鸞の十八願転入の時を二十九才と見るべきだと考えているのではあるが、問題を整理して論旨を進めていくために、先ず十八願転入と言うことの意味を明確にしておきたいと思う。「化土巻」の十八願転入の文に

然るに今特に方便の真門を出て、選択の願海に転入せり。（中略）爰に久しく願海に入りて深く仏恩を知れり。至徳を報謝の為に真宗の簡要を撫うて恒に不可思議の徳海を称念す（真聖全二の一六六）

とあり、同様な型の文が「総序」には

爰に愚禿釈の親鸞、慶ばしい哉、西蕃月支の聖典、東夏日域の師釈に遇難くして今遇ことを得たり、聞き難くして已に聞くことを得たり。（真聖全二の一）

とある。この「然るに今特に」(転入の文)の「今」は「今遇ことを得たり」(総序)とある「今」と同様で、それぞれの文面から窺われるように「久しく」(転入の文)、「已に」(総序)に通ずる「今」であり、過去にも繋がる意味のものと考えるべきであり、『教行信証』製作時とは限定はされないものと思われる。同様にそれぞれの文にある「爰に」の意味も過去に繋がるものと解すべきであろう。「選択の願海に転入せり」・「爰に久しく願海に入る」(転入の文)と言うことも、「聞き難くして已に聞くことを得たり」(総序)と同義と考えられる。親鸞は本願(十八願)成就文の聞を釈して『教行信証』『信巻』に

聞といふは、衆生仏願の生起本末を聞きて疑心有ること無し、是れを聞と曰ふなり。(真聖全二の七二)

と述べている。即ち聞とは十八願の救済(若くは不生者不取正覺)を聞いて疑心が無くなることである。より明確に言えば、わが身の「往生一定」の確信を得ることである。

三 親鸞における「往生一定」の確信の時期

親鸞が二十九才の時に法然を訪ねたときの様子について『恵信尼消息』五には

法然上人にあいまらせて、又六角堂に百日籠もらせ給て候けるやうに、又百か日、降るにも照るにも、如何なる大ふにも、まい

りてありしに、たゞ後世の事は、よき人にもあしきにも、同じ様に、生死出づべき道をば、たゞ一筋に仰せられ候しをうけ給はり定めて候しかば……(真聖全五の一〇四)

と「うけ給はり定めて候しか」とあり、上述の「後序」の文、『伝絵』上・第二段の文と合わせて考えて、法然と出会った二十九才のこの時に親鸞は「往生一定」の確信を得たものと考えられる。更にこのことを裏づけると考えられるのが「後序」の「然るに愚禿釈の鸞」とある文の次下に、三十三才の時に『選択集』を書写し真影を図画した感激を

爾るに既に製作を書写し真影を図画せり。是れ専念正業之徳也、是れ決定往生之徴也。(真聖全二の二〇二)

と述べていることである。この親鸞自身がのべる「決定往生之徴也」とある「決定往生」・「往生一定」の確信は、法然に選択の書写・真影の図画を許可されたという法然よりの印可によって初めて得たというような聖道門的なものではなく、この時既に確信があったと見るべきであり、それが「建仁辛酉の暦、雜行を棄てて本願に帰す」とある二十九才のことであって、そして「本願に帰す」と述べている意は、十八願に帰し「往生一定」の確信を得たという意味に他ならないといえよう。『高僧和讃』『源空讃』に

眩劫多生のあひだにも 出離の強縁しらざりき 本師源空いまさずば このたびむなしくすぎなまし(真聖全二の五一三)

三願転入についての考察（紅 樸）

と、「出離の強縁」を知りえたのが、法然との出会いであったことを述べていることもこれを示しているであろう。別の機会に論じたが、同じ法然門下の諸師方が貞慶・高弁等による一般仏教からの法然の他力義にたいする非難の中で、やや妥協的と思われる釈義をするなかで、親鸞は些かの妥協もなく法然の他力義をより徹底せしめたということは、法然との出会いの若年の時から十八願の絶対他力の救済による「往生一定」の揺るぎない確信をもっていたがためであろう。

四 『恵信尼消息』三の問題

上に述べたように親鸞の二十九才転入説に異議の生じる大きな根拠となっているのが、『恵信尼消息』三である。即ち善信の御房、寛喜三年四月十四日午の時ばかりより、風邪心地少し覚えて、その夕さりより臥して大事におはしますに（中略）さて臥して四日と申す暁、苦しきはまはさてあらんと仰せらるれば、なにごとぞ、謔言とかや申すこと候と申せば、謔言にてもなし、臥して二日と申日より、『大経』を読む事ひまもなし、たまま眼をふさげば、経の文字の一字ものこらず、きららかにつぶさにみゆる也。さてこれこそ心得ぬ事なれ、念仏の信心より外には、なにごとか心にかゝるべきと思て、よくよく案じてみれば、この十七八年がそのかみ、げにげにしく三部経を千部よみて、衆生利益の爲にとて、読み始めてありしを、これはなにごとぞ、「自信教人信難中転更難」とて、自ら信じ、人を教えて信ぜしむ

る事、まことの仏恩を報るものとしんじながら、名号の外にはなにごとの不足にて、必ず経を読まんとするやと思いかえして、読まざりしことの、さればなほすこし残るところのありけるにや、人の執心自力のしんは、よくよく思慮あるべしと思なし。て後は経読むことを止まりぬ。さて臥して四日と申暁、まはさてあらんとは申也とおほせられて、やがて汗たりて、よくならせ給て候し也。（真聖全五の一〇二）

とあるものである。要約すると、寛喜三年（親鸞五十九才）に、親鸞は病の高熱の苦しみの中で、一心に『大経』を読んでいる自分に気づき、これはどうしたことであろうか、念仏の信心のほかになにごとが心にかかっているのだろうかと案じてみると、十七年前（建保二年、親鸞四十二才）にも衆生利益の爲と考えて真剣に三部経の千部読誦を始めて、これはどうしたことが自信教人信こそが仏恩に報ずることであり、名号の信心のほかになにが不足で経を読もうとするのかと反省し経を読むこと止めたことがあったが、まだそのことがすこし心に残っていたのだらうか、人の執心自力はよくよく考えねばならないと反省して、病の中での読経を止めたということである。問題点は二度（四十二才、五十九才）にわたる經典読誦の反省がいかなることであるかということである。この消息を根拠にして二十九才転入説に反対する見解は、四十二才、五十九才の經典読誦の時点では、親鸞は執心自力の心が

まだ残っていたと考え、十八願転入はこれ以後のことであるとする。そして少なくとも実際に三部經の千部読誦を計画した四十二才以後だとする意見が多い。

ここで問題となっている親鸞五十九才の寛喜三年も四十二才の建保二年もともに大飢饉の年であったと伝えられている。恐らく身边で多数の餓死者や病死者を目の当りにしたことでであろう。そのような悲惨な状況のなかで、四十二才の時は関東への旅の途中ですぐに止めはしたが、とくに否定し去っていたはずの三部經千部読誦の功德による衆生利益を考えたのであろうし、五十九才の時も、病のなかで無意識に衆生利益を思い經典を読誦したのであろう。このようにこの場合の經典読誦は衆生利益を思ったが為のことであり、自分自身の往生についてのことではないのである。「人の執心自力のしんは、よくよく思慮あるべし」とあるが、これは親鸞自身の往生の確信とは別の問題であり、思想深化の一過程であって、十八願転入以前とする根拠にはならないと考える。

五 教義形成と思想深化の問題

親鸞の十八願転入時を五十二才頃と考える見解は、上述の十八願転入の文の「然るに今特に方便の真門を出て、選択の願海に転入せり」の「今」を『教行信証』製作時と考え、上の『恵信尼消念』三のとくに四十二才時の問題を重視しながら、

ら、法然と親鸞では教義上・思想上の相異点は数多く存しており、親鸞の教義思想が法然との出会いの瞬時に形成されたとは到底考えられないと主張する。十九願（双樹林下往生・二十願（難思往生・十八願（難思議往生）の三願真仮・三往生等の六三法門といわれるものも、法然にはない親鸞独自の釈題であり、恐らく相当歳月を経て深められ『教行信証』製作始めの頃体系化されたのであろうとするのである。

三願真仮・三往生の体系は法然にはない親鸞独自のものであるから、十八願転入がその教義体系が形成された後でなければならぬと考えるならば、十八願転入の時期はおのずと法然との出会いから相当年月の経過が必要であったと考えねばならぬのである。であり、教義体系が一応形成されたと思われる『教行信証』製作始めの五十二才頃ということになる。この考えはもともな点もあるのではあるが、根本的な問題は信心決定ということと教義体系形成とが並行的に進行すると考えねばならないのかということである。上に十八願転入の意味を明確にしておいたのはここにも関連するのであるが、三願転入の十八願転入の文に「爰に久しく願海に入りにて深く仏恩を知れり。至徳を報謝の為に真宗の簡要を撫うて恒に不可思議の徳海を称念す」と述べている「往生一定」の確信の言は教義形成が完了しおわってから、初めて出るものではなく、「仏願の生起本末」の聞こえた時に出るものと考

三願転入についての考察（紅 模）

える。そしてこの確信を得たのは「然るに愚禿釈の鸞、建仁辛酉の曆、雜行を棄てて本願に帰す」の二十九才の時であったと考えるのである。

親鸞の教義形成は、最初の著述と考えられる『観経弥陀経集註』ではその萌芽は見えるところもあるが、独自の釈題が発揮され明確に体系が形成されている最初の著述が主著『教行信証』であるといえよう。『教行信証』製作の動機については、十八願転入の文には

爰に久しく願海に入りて深く仏恩を知れり。至徳を報謝の為に真宗の簡要を撫うて恒に不可思議の徳海を称念す（真聖全二の一六六）

とあり、後序には

效に因つて真宗の詮を鈔し、浄土の要を撫う。唯仏恩の深きことを念じて人倫の嘲りを恥じず、若し斯の書を見聞せんもの、信順を因となし疑謗を縁として、信樂を願力に彰し、妙果を安養に願さんと（真聖全二の二〇三）

等とあるところから、従来いわれるように広大の仏恩を報謝せんが為の故、すなわち自ら信じた教えを人に伝える「教人信」（伝道）のために他ならないと考えられよう。親鸞の独自の教義形成は「生死いづべきみち」のためではなく、ひとへに「教人信」（伝道）のためであったと考えられるのである。

「信巻」別序に

然るに末代の道俗近世の宗師、自性唯心に沈んで浄土の真証を眩す、定散の自心に迷いて金剛の真信に昏し（真聖全二の四七）

とある「自性唯心に沈む」は貞慶・高弁を代表する一般仏教界からの非難を指し、「定散の自心に迷う」は法然門下中の異義を指すものである。このような状況のもとで親鸞は自身が法然より聞き、それによって「往生一定」の確信を得た「撰取不捨の真言・超世希有の正法」（総序）を「教人信」（伝道）の為に企める事なく釈願することがこそが『教行信証』製作の大目標であり、その結果として独自の教義の形成がなされたと思われるのである。

三願転入の問題に直接関わる三願真假論がなされたのも、貞慶・高弁の非難が直接的な原因と考えられる。彼等は聖勝浄劣・観勝称劣・諸行往生を主張して、聖道門・諸行を否定した法然を非難するのであるが、貞慶の『興福寺奏状』第七失の下に、観念等の諸行の方が口称の念仏より勝れていると主張して

ここに専修、此のごとき難を蒙らん時、万事を願みず、ただ一言に答えん「これ弥陀の本願に四十八あり、念仏往生は第十八願なり」と。何ぞ爾許の大願を隠して、ただ一種を以て本願と号せんや。かの一願に付きて「乃至十念」とは、その最下を挙ぐるなり。（鎌倉旧仏教、三八頁）

と述べているように、「何ぞ爾許の大願を隠して、ただ一種

を以て本願と号せんや」と本願とは第十八願だけではないのであると述べて、諸行往生を語る十九願・二十も当然本願であることをその言外に主張し非難しているのである。また高弁は『摧邪論』に、法然の『選択集』における菩提心否定論を非難して

然るに本願の中にさらに菩提心等余行なしといふは、何が故ぞ。

第十九の願に云く、発菩提心修諸功德等云云。これ豈に本願に非ずや。(原漢文、浄全八の六九三)

と述べているように、「発菩提心修諸功德」の文が第十九願にあることを指摘して、十九願は本願ではないというつもりなのかと詰め寄っているのである。この問題は法然の意を継承する門下の諸師にとって、大きな課題のひとつであったことと思われるのであり、長西等は妥協的な諸行本願義の主張をなすのであるが、親鸞は十八願は真実の願、十九願・二十願は方便の願とする三願真仮論を展開して他力義を忠実に継承するのである。その他三往生等六三法門はこれに伴って形成されたものと考えられる。

以上のように、多くの独自の釈願によってなされている親鸞の教義形成は十八願転入後、「往生一定」の確信後の「教人信」(伝道)の段階で形成されたと思われる。教義形成の過程や年齢とともにその人の思想信仰は深まるものであろうし、親鸞においても決してその例外ではないであろう。晩年

の消息等に示されている如来等同・無義為義等の思想にそのことはよく窺えるのである。しかしながら親鸞が「往生一定」の確信を得たのは二十九才の「建仁辛酉の暦」の時であり、以後そのことは九十年の生涯を通して些かも揺るぐことはなかったであろう。『歎異抄』第二章に八十才過ぎの老齢である親鸞が

親鸞におきてはただ念仏して弥陀にたすけられまいらすべしと、よきひとのおほせをかふりて、信ずるはかに、別の子細なきなり。(真聖全二の七七四)

と述べている言葉がよくそのことを物語っているといえよう。

六 十九願と二十願の時期の問題

上來論じたように、親鸞における三願転入の完成、即ち十八願転入は二十九才の時であったと考える。それならば十九願・二十願の時期については如何に考えるべきであろうか。

これについても、古来種々の意見があるが、上に触れる機会もあったように三願真仮・三往生等の教義体系が形成されたのは、十八願転入後相当年月を経た『教行信証』作製始めの頃と考えられるので、三願転入の思想体系、即ち三願歷程の思想も恐らくその頃成立したものであろう。三願転入の文は「化土巻」真門釈結示で自力の行人、とくに真門をいましめ

た後で

是を以て愚禿釈の鸞、論主の解義を仰ぎ宗師の勸化に依りて、久しく万行諸善の仮門を出て、永く双樹林下之往生を離なる。善本徳本の真門に回入して、偏に難思往生之心を発しき。然るに今特に方便の真門を出て選択の願海に転入せり、速やかに難思往生の心を離れて難思義往生を遂げんと欲す。果遂之誓良に由へ有る哉。（真聖全二の一六六）

とあるのである。親鸞にとつて「選択の願海に転入した」のが、二十九才の時であったことは意識の上で明瞭であろうが、十九願・二十願の時期については大体の想いはあったとしても明瞭な区分はなかったのではなからうか。

三願転入の文における親鸞の意は、それが真門釈結示の後にあることから窺えるように「定散の自心に迷うて金剛の真信に昏い」十九願・二十願の自力の行人に対するいましめと、そして「果遂之誓良に由へ有る哉」とあるように、自力の行人と同様に「定散の自心に迷うて」きた自分が今絶対他力の十八願に転入し、往生一定の大慶喜心を得ることができたのも十九願・二十願等方便仮願の大悲誘引によるところと深く謝念を表すことであつたと思われるのである。

七 むすび

以上論じたように、三願転入については種々見解がある。

これについての中心問題は親鸞の十八願転入の時期をいつと見るのかであろう。このことは単に三願転入の問題だけでなく、親鸞教義全体に関わることであらうと思われる。繰り返しになるが親鸞の十八願転入の時は二十九才の時であり、それが「信楽開発」の時であり、また往生一定の確信を得た時であると考えられる。

註1 例外として峻諦師（一六六四—一七二一）の『仏説無量寿經会疏』（真宗叢書三の一七七）に二十九才真門、五十二才浄土真宗建立の時十八願とある。

2 桐溪順忍氏「三願転入について」『救済の論理』三五三以下。家永三郎氏『中世仏教思想史研究』二九。重松明久氏「親鸞における三願転入と関東」『中世真宗思想の研究』一以下。古田武彦氏「親鸞思想」八六以下。

3 拙稿「三願転入について」『他力本願』（本願寺出版部）八三以下。

4 拙稿「親鸞における仏道」（日本仏教学会年報五四）。

5 『本典研鑽集記』上の五。

6 拙稿「宗祖における伝道の一問題」（伝道院紀要一七）。

7 拙稿「三願真仮について」（印仏研究二四の二）。

8 石田充之氏「親鸞聖人に於ける思想深化の問題」『親鸞教の基礎的研究』三一三以下。

△キーワード▽ 三願真仮、三往生

（相愛女子短期大学教授）